

～ **事業者様メリット満載** ～

**直方市ふるさと納税
返礼品協力事業者
募集のご案内**

ふるさと納税とは

- ・自治体に対する**寄附の一種**
- ・**所得税・住民税**が**控除**される
- ・自治体から**返礼品**がもらえる

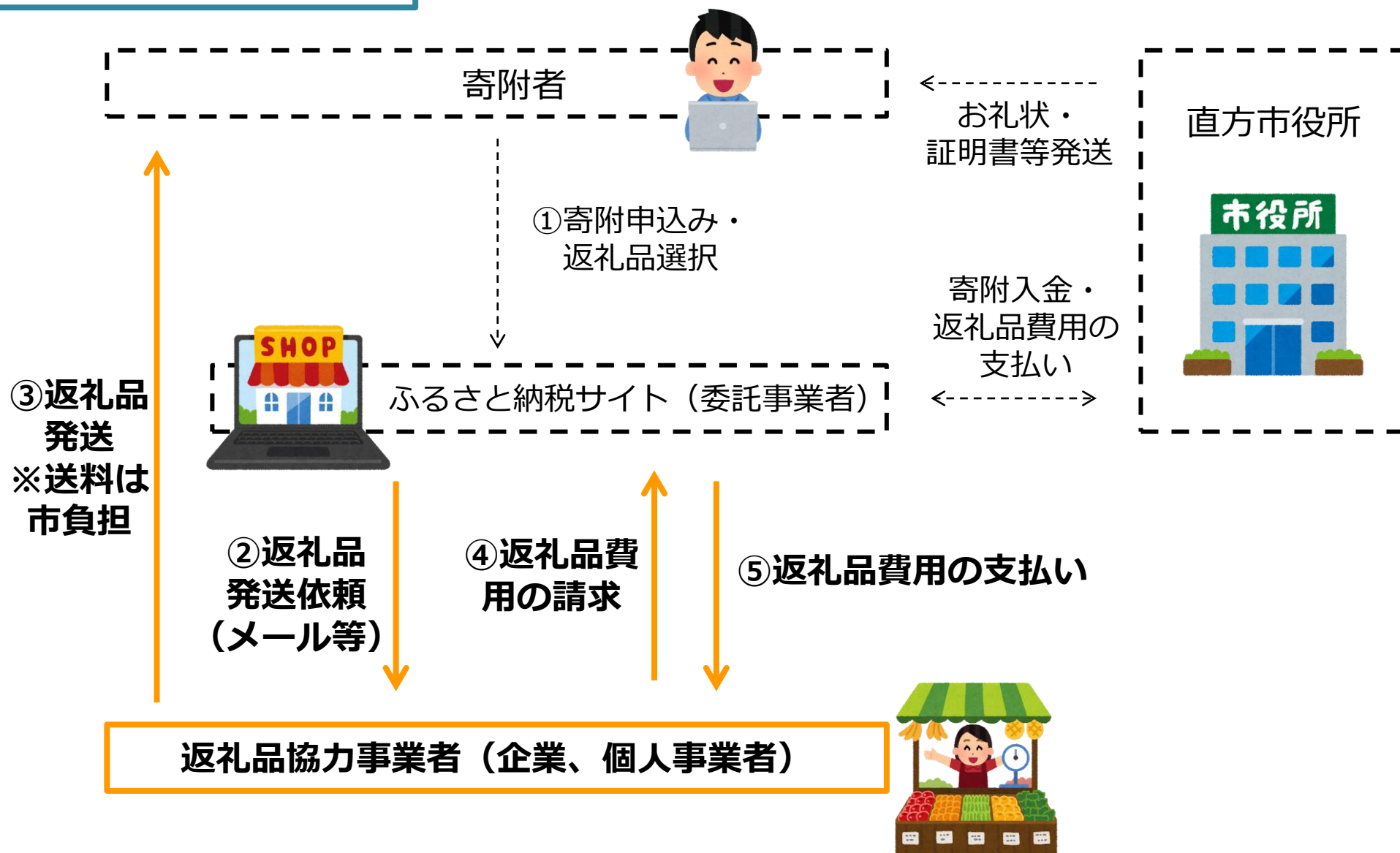
**寄附者にとって
メリットが大きい制度**

返礼品協力事業者とは

- ・寄附者への**返礼品**を**提供**していただける**事業者様**のこと

返礼品の**配送料・サイト掲載料**は**市が負担**

返礼品の流れ



事業者様のメリット

☑全国に無料でPR！

- ・市HPやふるさと納税サイトに、返礼品・事業者名を掲載！
→例えるなら、事業者様の**オンラインショップ**がもう**1つ**できる感じです。
- ・返礼品を送付する際、他の商品等の**チラシ**なども**同封OK！**
→ふるさと納税の目的の一つは地域振興。**どんどん販路拡大**してください。

☑ブランドの向上！

- ・自治体が窓口になっているため、事業者様への**信頼感が高まります**。
- ・自治体と地域振興を行うことで、事業者様の**企業価値が高まります**。

☑他にもあります！

- ・返礼品の運用を通じて**通信販売のノウハウ**を習得！
- ・返礼品状況の**分析等**で、**今後の商品展開**に役立つ！

返礼品協力事業者の条件

- ・各種法規則に沿った生産、製造、販売を行っていること
- ・返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合に真摯に対応し解決に努めること

返礼品の条件(簡易版) ※詳細は[こちら](#)

- 直方市内で生産しているもの
- 返礼品の原材料の半分以上が直方市内で生産されたもの
- 直方市内で製造、加工しているもの  次のページで補足します
- 福岡県が認定している地域資源 (※詳細は[こちら](#))

県内での生産・
製造・加工のみ

補足説明（製造・加工品）

■ 主要な部分を行うことにより、
相応の付加価値(5割以上)が生じているもの



自身の工程が5割以上であればOK

例1) 社内で5割以上製造し、社外で最終製造や組立・梱包など

例2) 社外から仕入れ、社内で加工(調理)して5割以上の付加

ただし、詳細な工程と付加価値を示す必要がある



例) 菓子詰め合わせ（3種15個入り）

原材料の仕入れから、生地づくり、焼き上げ、梱包までの全工程を行うことにより、仕入れ時の価格の約2倍の付加価値が生じている など

返礼品の価格区分（目安）

総務省により、**返礼品の価格**は**寄附金額の3割以下**とされています

この**価格**には**消費税等を含みます** ※送料は含まないでください

トレンド…「寄附額10,000円の大容量のもの」、「寄附額5,000円の手頃なもの」

● 寄附金額と返礼価格例

寄附金額	返礼品の価格
10,000円	3,000円以下
15,000円	4,500円以下
20,000円	6,000円以下

上述の3割ルール以外に5割ルールがあるため、一概に3割設定(寄附金額10,000円：返礼品価格3,000円)とはならない

5割ルールについて

年間の返礼品代・委託料等の経費総額を寄附総額の5割以下に収めなければならない

→ 違反した自治体は「指定取消」となりふるさと納税に参加できなくなる

経費とは・・・『返礼品代+送料+サイト掲載料+決済手数料+委託料』

この経費が寄附総額の5割以下でないとならないが、
年間で見込むのは難しいため、返礼品1品ごとに5割を意識した寄附額設定となる
つまり・・・

寄附金額10,000円にしたいため、返礼品代を3割ルール上限の3,000円になるように調整したが、5割ルールにより自治体の設定寄附金額が11,000円になることがある

●例：寄附金額10,000円の場合

※送料：1,200円、手数料：サイト10%、決済1%、委託2%として算出

返礼品3,000円+送料1,200円+サイト1,000円+決済100円+委託200円=5,500円
⇒55%のためNG ⇒3割設定にはできない ⇒寄附金額11,000円にする必要あり

この事象は、返礼品代が低ければ低いほど起こるが、高価格帯であれば経費による5割圧迫が軽減されるため、3割ルール上限で寄附金額が設定できる

●直方市が掲載している「ふるさと納税サイト」と「委託業者」

ポータルサイト	さとふる	ふるさとチョイス、楽天市場、ふるなび、ANA、JAL、マイナビ、ふるさと納税百選、再春館
返礼品発送管理 委託事業者	株式会社さとふる	株式会社サイバーレコード
一月あたりの 返礼品登録上限	上限なし	10品 ※直方市全体で
事業者様との 連絡手段	電話・メール	電話・FAX・メール
配送業者	佐川急便・ヤマト運輸・日本郵便 ※条件によって自社発送も可能	ヤマト運輸 ※条件によって自社発送も可能
配送料	直方市負担	直方市負担
請求書	不要 (発送をもって確認しているため)	請求書内容を確認して押印後、データで返送処理
発注日	随時	毎週火曜日
銀行振込手数料	直方市負担	直方市負担

今後の流れ

①直方市に申込書類を提出（メール、郵送、FAX、持参）

＜提出書類＞

「直方市ふるさと納税 返礼品等協力事業者申込書」

「直方市ふるさと納税 返礼品提案書」（商品カタログでも可）



②直方市から結果通知書を送付（メール）



③委託業者から資料送付（メール）

ふるさと納税サイトに返礼品を登録するための、事業者情報や返礼品情報を記載するための資料が送られてきます。



④委託業者に情報送付（メール、オンライン）



⑤直方市で最終確認後、サイトに反映・運用開始

ご不明なことなど、何でもご相談ください！

直方市役所 秘書広報課
(ふるさと納税担当まで)

TEL : 0949-25-2236

FAX : 0949-22-5107

E-mail : n-furusato@city.nogata.lg.jp

〒822-8501 直方市殿町7番1号

一緒に、のおがたを盛り上げてください！

10 | 返礼品基準

- 1・・・当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3イ(熟成肉)・・・地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 3イ(精米)・・・地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 3ロ(企画立案)・・・当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。
- 4・・・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7・・・当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2(宿泊)・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。

10 | 返礼品基準

7号の3イ五万以下(宿泊)・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であつて、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。

7号の3ロ該当地域(宿泊)・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であつて、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。

7の4(電気)・・・当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8イ・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。

8ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。

8ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。

9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

~~~~~

99・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること(告示第5条柱書き)。

(例:〇〇pay商品券、△△Pay)

セット・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。

## 11 | 福岡県認定地域資源(基準8号八)

| 認定する地域資源     | 福岡県下該当市町村 | 適用開始日    |
|--------------|-----------|----------|
| 辛子明太子        | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 博多和牛         | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| もつ鍋          | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| はかた一番どり      | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| はかた地どり       | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 水炊き          | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 豚骨ラーメン       | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| ラー麦          | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 夢つくし(米)      | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 元気つくし(米)     | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| あまおう         | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| とよみつひめ(いちじく) | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 秋王(柿)        | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 早味かん(みかん)    | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 甘うい(キウイ)     | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 八女茶          | 全市町村      | 令和元年6月1日 |
| 福岡有明のり       | 全市町村      | 令和元年6月1日 |

## 11 | 8号ハの基本的な考え方

### ◆ 8号ハ返礼品の基本的な考え方 ◆

#### 8号ハ／農林水産物

夢つくし、元気つくし、博多和牛、はかた一番どり、はかた地どり、あまおう、とよみつひめ、早味かん、秋王、甘うい、八女茶、福岡有明のり、ラー麦

#### 8号ハ／農林水産物をそのまま返礼品とする場合

県内で生産すること

#### 8号ハ／農林水産物を加工して返礼品とする場合

以下の i) ii) どちらも該当すること

- i) 製造地が県内であること
- ii) 県内生産の8号ハ／農林水産物が、加工品全体の価値（重量又は価格）の過半を占めること

別添 1 - 1

#### 8号ハ／加工品

辛子明太子

#### 辛子明太子を返礼品とする場合

製造地が県内であること

#### 辛子明太子を加工して返礼品とする場合

以下の i) ii) どちらも該当すること

- i) 原材料の辛子明太子及び加工品の製造地が県内であること
- ii) 辛子明太子が、加工品全体の価値（重量又は価格）の過半を占めること

もつ鍋、水炊き、豚骨ラーメン

以下の i) ii) どちらも該当すること

- i) 製造地が県内であること
- ii) 県内生産又は製造の構成要素が、加工品全体の価値（重量又は価格）の過半を占めること

# 11 | 8号八返礼品の取扱い(1)

| 認定地域資源名 | 定義                                                                                                      | 提供事例                                 | 左記の加工品                                                                                                                                                                  | 左記返礼品に添えることができるもの                                 | 備考                                                                            |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 夢つくし    | 福岡県が開発・育成し、福岡県内で生産された米。                                                                                 | 夢つくし(白米)<br>夢つくし(インスタントパック)          | 加工品は不可                                                                                                                                                                  | —                                                 |                                                                               |
| 元気つくし   | 福岡県が開発・育成し、福岡県内で生産された米。                                                                                 | 元気つくし(白米)<br>元気つくし(インスタントパック)        | 「1 夢つくし」に同じ                                                                                                                                                             | —                                                 |                                                                               |
| 博多和牛    | 福岡県肉用牛生産者の会の会員で博多和牛生産者として登録されている者が、県内で12ヶ月以上肥育して出荷した黒毛和種。公益社団法人日本食肉格付協会の定める肉質等級の5段階中「3等級」以上のものが博多和牛となる。 | 生肉(部位ごとに切り分けられたものを含む。以下同じ)<br>生肉(冷凍) | 博多和牛を使用したハンバーグ<br>博多和牛の煮込み<br>博多和牛直火焼ローストビーフ<br>博多和牛を使用したテールスープ<br>博多和牛を使用した炊き込みご飯の素<br>博多和牛を使用した牛丼(具)<br>博多和牛を使用したカレー<br>博多和牛を使用した餃子                                   | たれ・ソース(すき焼き用(割下含む)、ステーキ用等)、ボン酢<br>※返礼品を食すための分量のみ可 | ・生肉(味付けの加工を施した生肉を含む)で提供する場合、他の肉が使用されているものは不可。                                 |
| はかた一番どり | 福岡県が開発し、指定された農場で生産された銘柄鶏。                                                                               | 生肉(部位ごとに切り分けられたものを含む。以下同じ)<br>生肉(冷凍) | はかた一番どりを使用した鍋(しゃぶしゃぶ、すき焼き等)<br>はかた一番どりを焼いたもの<br>はかた一番どりを揚げたもの(唐揚げ、南蛮 等)<br>はかた一番どりの煮込み<br>はかた一番どりの燻製<br>はかた一番どりのかしわ飯<br>はかた一番どりの鶏ガラスープ                                  | (鍋用の)麺、菜味・たれ<br>※返礼品を食すための分量のみ可                   | ・生肉(味付けの加工を施した生肉を含む)で提供する場合、他の肉が使用されているものは不可。                                 |
| はかた地どり  | 福岡県が開発し、指定された農場で生産された地鶏。                                                                                | 生肉(部位ごとに切り分けられたものを含む。以下同じ)<br>生肉(冷凍) | 「4 はかた一番どり」の例による                                                                                                                                                        | 「4 はかた一番どり」の例による                                  | 「4 はかた地どり」に同じ                                                                 |
| あまおう    | 福岡県が開発・育成し、福岡県内で生産されたいちご。                                                                               | あまおう(生)<br>あまおう(冷凍)                  | あまおうを使用したアイス・ジェラート・スムージー<br>あまおうを使用したヨーグルト<br>あまおうを使用したケーキ<br>あまおうを使用した和菓子<br>あまおうを使用したドライフルーツ<br>あまおうを使用したジャム<br>あまおうを使用したフルーツソース<br>あまおうを使用した飲む豆乳ヨーグルト<br>あまおうを使用したお酒 | —                                                 | ・菓子等の加工品について、特定のブランド・店舗名等を冠し、その名称が他都道府県と密接に関連があるため、他都道府県のものと同誤認されるおそれがある品は不可。 |
| とよみつひめ  | 福岡県が開発・育成し、福岡県内で生産されたいちじく。                                                                              | とよみつひめ(生)                            | 「6 あまおう」の例による                                                                                                                                                           | —                                                 | ・「6 あまおう」に同じ                                                                  |

# 11 | 8号八返礼品の取扱い(2)

|                            |                                                       |                 |                                                                                                   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 早<br>味<br>み<br>か<br>ん      | 福岡県が開発・育成し、福岡県内で生産されたみかん。                             | 早味みかん(生)        | 「6 あまおう」の例による                                                                                     | —                                                           | ・「6 あまおう」に同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 秋<br>王                     | 福岡県が開発・育成し、福岡県内で生産された柿。                               | 秋王(生)           | 「6 あまおう」の例による                                                                                     | —                                                           | ・「6 あまおう」に同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 甘<br>う<br>い                | 福岡県が開発・育成し、福岡県内で生産されたキウイフルーツ。                         | 甘うい(生)          | 「6 あまおう」の例による                                                                                     | —                                                           | ・「6 あまおう」に同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 八<br>女<br>茶                | 八女地域を中心に栽培され生産された荒茶を100%使用したお茶。                       | 茶葉(ティーパック入りを含む) | ペットボトル入り八女茶<br>八女茶を使用したアイス・ジェラート・スムージー<br>八女茶を使用したケーキ<br>八女茶を使用した抹茶オレ<br>八女茶を使用したふりかけ<br>八女茶入り玄米茶 | —                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 福<br>岡<br>有<br>明<br>の<br>り | 福岡県の漁協に所属する漁業者によって、有明海の福岡県に所属する地域の海苔養殖場で生産され、摘採された海苔。 | 福岡有明のり          | 福岡有明のりを他の食品で風味付けしたもの<br>(醤油・みりん等の調味料、しそ、明太子 等)                                                    | —                                                           | ・有明海産のり使用等、他都道府県<br>のものが含まれると誤認されるおそ<br>れのある名称・製法の品は、福岡有<br>明のりが含まれていても不可。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ラ<br>ー<br>麦                | 福岡県が開発・育成し、福岡県内で生産されたラーメン用の小麦。                        | —               | ラー麦を加工した麺(ラーメン、ちゃんぽん、担々麺等)<br>ラー麦を加工した中華(餃子、肉まん)                                                  | 麺用のスープ、添え物(メンマ、高菜等)<br><br>餃子、肉まん用のタレ、薬味<br>※返礼品を食すための分量のみ可 | ・「福岡県登録商標「ラー麦」の使用<br>取扱要領」第4条に基づき使用登録<br>書の交付を受けた者が、「ラー麦」<br>の商標を使用した商品に限る。原則<br>としてラーメン及び中華麺以外に使用<br>できないこととなっているが、例外<br>として中華料理の範囲で、餃子、肉<br>まんの皮への使用例もある。<br><br>参考：福岡県農林水産部水田農業<br>振興課HP：<br><a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ra-mugi.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/cont<br/>ents/ra-mugi.html</a> |

# 11 | 8号八返礼品の取扱い(3)

|        |                                                                                                 |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |                                                                                                                                                                        |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 辛子明太子  | スケトウダラの卵巣(魚卵)を唐辛子をはじめ複数の調味料を使用した調味液に漬け込んだもの。                                                    | 辛子明太子(生)<br>辛子明太子(冷凍)<br>辛子明太子の切り                     | 辛子明太子を他の食品で風味付けしたもの(例:柚子、檸檬、昆布、七味、ワイン)<br>他の食材を辛子明太子で漬けたもの(鮭、いわし、いか、数の子、等)<br>他の食材に辛子明太子を詰めたもの(いわし、手羽先、だし巻き卵 コロッケ 等)<br>他の食材に辛子明太子を混ぜたもの(数の子、ツナ、チーズ等)<br>乾燥明太子<br>辛子明太子を使用したパン<br>辛子明太子を使用したキッシュ<br>辛子明太子を使用したバター<br>明太チューブ(辛子明太子の薄皮を取り除き使用しやすいようにチューブに詰めたもの)<br>辛子明太子を使用したパスタソース<br>辛子明太子の油漬け<br>ボトル明太子(辛子明太子の薄皮を取り除き使用しやすいようにボトルに詰めたもの) | 辛子明太子専用の添だれ | ・スケトウダラの卵巣(魚卵)については、福岡県産であることを要しない。                                                                                                                                    |
| もつ鍋    | もつにキャベツなどの野菜をのせ、タカノツメ(唐辛子)を添え、味噌または醤油をベースに、ニンニク風味のきいたスープで煮るもの。<br>※「もつ」とは肝臓をのぞく内臓のことで、牛などが使われる。 | もつ鍋(もつ、スープ(味噌味又は醤油味)、麺、薬味・たれ、野菜)                      | 加工品は不可                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | —           | ・もつを構成要素の判断基準に用いる場合は、<br>i)福岡県産であること<br>ii)福岡県内で加工<br>どちらかを満たしていれば可。<br><br>・野菜を構成要素の判断基準に用いる場合は、<br>i)福岡県産であることを満たしていれば可。<br><br>・味噌味又は醤油味の範疇で、唐辛子等による辛味を加えたものについては可。 |
| 水炊き    | ぶつ切りの骨付き鶏肉と季節の野菜等を煮込んで、ポン酢につけて食べるもの。                                                            | 水炊き(鶏肉、スープ、薬味・たれ、野菜、麺)                                | 加工品は不可                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | —           | ・鶏肉及び野菜を構成要素の判断基準に用いる場合は、<br>i)福岡県産であることを満たしていれば可。                                                                                                                     |
| 豚骨ラーメン | 白濁としたとんこつスープに、麺やチャーシュー等の具を入れたもの。<br>※スープの色や味わい等は店舗によって様々である。                                    | 豚骨ラーメン(麺、スープ、チャーシュー、厚切り角煮、添え物(メンマ、高菜等))<br>豚骨ラーメンの即席麺 | 加工品は不可                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | —           | ・他都道府県のもので誤認されるおそれのある名称・製法の品は、福岡県内で製造されていても不可。                                                                                                                         |